

留学生への会費援助措置について

日本教育社会学会では海外からの留学生に対する会費援助措置を実施しています。この措置を希望される会員は、以下の留意事項をお読みの上、学会事務局に申請してください。申請が認められた場合、当該年度会費の半額を援助します。

- (1) 会費援助の対象者は海外からの留学生（出身国は問いません）で、日本の大学の修士課程・博士課程在籍者（これらと同等の大学院課程在籍者を含む）および大学院研究生です。
- (2) 申込み時点で学会会費の未納入者は申請できません（新入会員は除く）。
- (3) 希望者は申請用紙 [\(ここからダウンロードできます\)](#) と学生証のコピーを学会事務局にお送りください。
- (4) 会費援助の申請期間を前年度5月の1ヶ月間のみとします。たとえば次学会年度（2012 学会年度＝2012 年 10 月の年次大会終了日の翌日～2013 年秋頃の年次大会終了日）の会費援助を希望される方は、2012 年 5 月中に申請してください。この期間内に申請用紙と学生証のコピーを学会事務局にお送りください。申請が認められた場合は、会費請求時に会費援助分を減額した金額を記入した払込用紙をお送りしますので、その金額を払い込んでください。
- (5) 新入会希望者の場合は随時申請を受け付けます。入会申込書と会費援助の申請書および学生証のコピーを学会事務局にお送りいただくとともに、会費援助分を減額した額の会費（5,500 円）を納入ください。審査の結果、会費援助が認められなかった場合は、減額分を改めて納入していただきます。新入会希望者の場合は払込用紙はお送りしませんので、郵便局備え付けの払込用紙等をご利用ください。
- (6) 会費援助は申請された年度のみ措置されます。次年度に継続を希望する場合は改めて申請が必要です。

ご不明の点は学会事務局 (g003jses-mng@ml.galileo.co.jp) にお尋ねください。

(会員管理部)